

みんなで支える



国民健康保険は支え合いの制度です

国民健康保険は、加入者が保険税を出し合い、病気やけがの際に安心して医療を受けられるよう支えあう制度です。保険税がきちんと納められていないと制度を安定的に維持することができません。誰もがいつまでも安心して医療を受けられるように、**保険税は必ず納期限内に納めましょう。**



保険税を納める時期

保険税は国保に加入する資格が発生した月から納めることになります。納期は市区町村により異なります。

坂戸市の保険税の納期限

- ◆ 1期 …… 7月31日
- ◆ 2期 …… 8月31日
- ◆ 3期 …… 9月30日
- ◆ 4期 …… 11月 2日
- ◆ 5期 …… 11月30日
- ◆ 6期 …… 12月25日
- ◆ 7期 …… 2月 1日
- ◆ 8期 …… 3月 1日
- ◆ 9期 …… 3月31日

加入の届け出が遅れた場合

国保への加入の届け出が遅れた場合は、資格を得た月までさかのぼって保険税を納めます。

年度の途中で加入や脱退をした場合

年度の途中で国保に加入・脱退した場合には月割で計算して、納期限までに納めます。

年度の途中で加入した場合 $\text{年間保険税} \times \left(\frac{\text{加入した月から3月末までの月数}}{12} \right)$

年度の途中で脱退した場合 $\text{年間保険税} \times \left(\frac{4\text{月から脱退した月の前月までの月数}}{12} \right)$

やむを得ないときは相談を

保険税の納期限が過ぎると、督促状が送付され、延滞金が課せられることがあります。滞納が続き納付相談等にも応じない場合は、財産差押えなどの処分がされることもあります。病気や災害など、やむを得ない事情により納付が困難な場合には、お早めに市役所にご相談ください。

保険税率等の改正

現在、本市の国保財政は非常に厳しく、不足分を補う基金も減少しています。平成30年度からは県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村は県が示す標準保険税率を参考に税率等を決定することとなりましたが、県が示す標準保険税率と本市の保険税率には大きな差があるのが現状です。更に今年度からは国の「子ども・子育て支援金制度」が開始され、子ども・子育て支援金についても併せて納付いただくことになったため、国民健康保険の税率等を改正しました。

今後も健全な保険運営を維持するため、社会情勢等に応じた保険税率の見直しを継続的に検討していきます。今回の改正は国民健康保険に加入する皆さんの負担が増加することになりますが、今後とも国民健康保険制度の維持に向け、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

坂戸市国民健康保険

問合せ 坂戸市役所 健康保険課 TEL: 049-283-1331

保険税の納め方

保険税の納め方は年齢によって異なります。

40歳未満の人

医療保険分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分を合わせて保険税として納めます。

国民健康保険税

医療保険分

後期高齢者支援金分

子ども・子育て支援金分

40歳以上 65歳未満の人

(介護保険の第2号被保険者)

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分、子ども・子育て支援金分を合わせて、保険税として納めます。

国民健康保険税

医療保険分

後期高齢者支援金分

介護保険分

子ども・子育て支援金分

65歳以上75歳未満の人 (介護保険の第1号被保険者)

医療保険分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分を合わせて保険税として納め、介護保険分は別に納めます。

国民健康保険税

医療保険分

後期高齢者支援金分

子ども・子育て支援金分

介護保険料

介護保険分

原則年金からの天引き

※年金が年額18万円未満の人は、市区町村へ個別に納めます。

※年度の途中で40歳になる場合、40歳になる月(誕生日が1日の人はその前月)から介護保険分を納めます。

※年度の途中で65歳になる場合、65歳になる前月(誕生日が1日の人はその前々月)までの介護保険分を、保険税として納めます。

保険税は世帯主が納めます

保険税は、世帯主が納めることになっています。このため、世帯主が職場の健康保険などに加入している場合でも、ほかの家族が国保に加入していれば、世帯主(擬制世帯主)に納入通知書が送付されます。

◆ 特別徴収

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満の場合は、原則として世帯主の年金から差し引かれます。

※希望により口座振替で納付することもできます。

◆ 普通徴収 (特別徴収の人以外のすべての人)

下記の場合は、市区町村へ個別に納めます。

- ・世帯主が国保加入者以外の場合
- ・年金が年額18万円未満の場合
- ・国民健康保険税と介護保険料とを合わせた額が年金の2分の1を超える場合

納付方法

※75歳以上の人は「後期高齢者医療制度」に加入し、後期高齢者医療保険料を納めます。

保険税の決め方

保険税の額は、年度ごとに下記の計算式によって決められます。

その年に予測される医療費から国などからの補助金と病院などで支払う一部負担金を差し引いた金額が、保険税の総額になります。それを下記の項目をもとに割り振り、それらを組み合わせて一世帯の保険税額が決まります。

	A 医療保険分	B 後期高齢者支援金分	C 介護保険分 (40歳以上65歳未満の人のみ対象)	D 子ども・子育て支援金分
所得割額 世帯の加入者の所得に応じて計算	加入者全員の基準総所得額*1 × 税率 円 × 8.4% = 円	加入者全員の基準総所得額*1 × 税率 円 × 2.82% = 円	加入者全員の基準総所得額*1 × 税率 円 × 2.52% = 円	加入者全員の基準総所得額*1 × 税率 円 × 0.3% = 円
均等割額 世帯の加入者の数に応じて計算(加入者ひとりあたり)	加入者の人数 × 41,600円 = 円	加入者の人数 × 14,300円 = 円	40歳~65歳の人の人数 × 17,000円 = 円	18歳以上の人の人数 × 1,960円 = 円
計	計 A 円 賦課限度額*2 66万円	計 B 円 賦課限度額*2 26万円	計 C 円 賦課限度額*2 17万円	計 D 円 賦課限度額*2 3万円

あなたの世帯の
保険税額(年額)

A + B + C + D = 円

*1 基準総所得額 = 前年の総所得金額等 - 基礎控除額

*2 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分、子ども・子育て支援金分のそれぞれに限度額が定められています。

保険税の軽減

所得に応じた均等割額の軽減

申請不要

※擬制世帯主の所得も含まれます

下記の表に該当する世帯については、所得に応じて保険税の均等割額が軽減されます。

7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数 ^{*1} -1)以下
5割軽減	43万円+(31万円×被保険者数 ^{*2})+10万円×(給与所得者等の数 ^{*1} -1)以下
2割軽減	43万円+(57万円×被保険者数 ^{*2})+10万円×(給与所得者等の数 ^{*1} -1)以下

*1 被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人の合計数。

*2 同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人を含む。

未就学児に対する軽減

申請不要

未就学児における均等割額が2分の1に軽減されます。所得が少ない世帯に対する軽減がされている未就学児については、軽減後の均等割額から更に2分の1が軽減されます。

18歳以下の人に対する軽減

申請不要

子ども・子育て支援金分の均等割額が全額軽減されます。



産前産後期間に係る 保険税の軽減

原則要申請

国保に加入している妊娠85日(4か月)以上の人の出産が対象(死産や流産および人工妊娠中絶の場合も含まれます)。その年に納める保険税の所得割額と均等割額から出産予定月(出産月)の前月から出産予定月(出産月)の翌々月(多胎妊娠の場合は出産月(予定月)の3か月前から6か月)相当分が軽減されます。また、出産育児一時金の支給など他の方法で市が出産の事実を把握できた場合は申請を待たずに適用する場合があります。



非自発的失業者にかかる軽減

要申請

会社都合による離職(倒産、解雇等の事業主都合による離職)を余儀なくされた雇用保険の特定受給資格者、正当な理由のある自己都合や雇止めにより離職した雇用保険の特定理由離職者の人で、国保に加入した人の保険税は離職の翌日の属する月から翌年度末までの間、前年中の給与所得を100分の30とみなして、保険税を算定します。
(対象者)

離職時に65歳未満で、雇用保険受給資格者証又は雇用保険受給資格通知の離職理由欄に記載の番号が「11」「12」「21」「22」「23」「31」「32」「33」「34」の人(※ただし、特例受給資格者は除きます。)

旧被扶養者に対する減免

(後期高齢者医療制度創設に伴う減免)

要申請

被用者保険(社会保険等)の加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、国保の資格を取得した65歳以上の被扶養者であった人は保険税が減免できます。

刑事施設などに収容されていた 人のいる世帯に対する減免

要申請

刑事施設などの矯正施設に収容され給付制限を受けていた人がいる世帯は保険税が減免できます。

台風、火災などにより住宅や家財に損害 を受けた世帯に対する減免

要申請

震災、風水害、火災等により、住宅や家財に損害があり、一定の要件を満たす世帯は、保険税が減免できます。

その他の減免

要申請

保険税は、前年の収入などを基に決定しますが、生活保護受給開始などの理由により、保険税の納付が困難と認められる場合は、保険税の減免申請ができます。申請者の同意のもと、申請書に基づき対象となる世帯の収入・資産などの調査を行い、市が必要と判断した場合に限り、保険税の減免を行います。

POINT 所得の申告を忘れずに!

保険税の決定や減額、入院時の食事代、高額療養費の算出にあたっては世帯の所得の申告が必要です。確定申告や住民税の申告などをしていない人がいる世帯は、必ず申告をしてください。申告をしないしていると、本来受けられる軽減措置などを受けられない可能性があります。



よくある質問

Q 国民健康保険に加入していないのに通知書が届いたのはなぜ？

A 【家族の中で国保に加入している人がいる場合】
世帯主自身は国保に加入していない場合でも、家族の中に入居者がいると保険税の納税義務者は世帯主となります（擬制世帯主）。擬制世帯主の保険税は含まれません。

【資格喪失手続きをしていない場合】

他の健康保険に加入した場合、国保の資格喪失手続きが必要です。手続きをしないと、そのまま加入者として保険税が課税されてしまいます。

【年度中に国保に加入していた期間がある場合】

保険税は、前年の収入をもとに計算するため、前年の所得確定（市・県民税賦課決定）後の7月通知書の発送となります。資格喪失された人でも、年度中に加入していた期間がある場合、加入月の保険税が課税されます。

Q 通知書が複数冊届いたのはなぜ？

A 国保への加入・喪失で被保険者番号が変更された場合には、被保険者番号ごとに、各々の加入期間に応じて通知されます。通知書の「国民健康保険税個人明細書」をご覧ください。

また、年度をさかのぼって国保資格取得手続き又は所得の申告をした場合、今年度の保険税とは別に過年度分として通知書をお送りします。



Q 擬制世帯主なのに通知書の所得割欄に数字が入っている。保険税が課税されているの？

A 「国民健康保険税個人明細書」の擬制世帯主（G）の所得割欄に数字が入っている場合がありますが、擬制世帯主の保険税は課税されていません。ただし、年度途中に世帯主が国保を脱退して擬制世帯主になった場合、所得割欄に12か月分の所得割が入りますが、課税されているのは加入月までの保険税を月割り計算した税額になります。月割り計算した所得割と均等割の合計額は、「国民健康保険税の算定明細」の増減調整額（D）をご覧ください。

Q なぜ世帯主が保険税を負担するの？

A 地方税法で世帯主が納税義務者となることが定められています。世帯主とは、主として世帯の生計を維持し、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められている者で、医療という受益が世帯全体の経済効果となって現れることや、高齢者・子ども等、所得がなくても被保険者均等割額の算定基礎となる者に対して個人課税主義をとることは適当でないこと等から、世帯主が納税義務を担うことが妥当とされています。



Q 保険税はいつの収入で計算するのですか？

A 保険税の所得割額は前年の所得に対して課税されます。したがって、退職し前年の収入に比べて今年の収入が少なくなったとしても、税額に直ちに影響を及ぼすわけではありません。現在の収入が保険税に反映されるのは、翌年度になります。

Q 後期高齢者医療保険料を払っているが、国民健康保険税も払っている。二重払いでは？

A 世帯主が後期高齢者医療制度の加入者で、家族の中に国保の加入者がいる場合、世帯主自身の後期高齢者医療保険料と家族の分の国民健康保険税を同時に支払う場合があります。ただし、75歳の誕生日の前月までは国保に、75歳の誕生日の月からは後期高齢者医療制度に加入するものとして、保険料（税）が二重にならないように、それぞれ月割り計算されます。

Q 納入通知書の特別徴収対象年金というのは何？

A 保険税の納付方法の一つである年金から特別徴収（年金天引き）する年金の種類が記載されていて、複数年金を受給している人の年金種類の優先については、法律に定められています。また金額については記載の種類のみを受給金額が記載されていて、特別徴収になるかならないかを決定するときに使う金額です。

保険税の納付は便利な口座振替を！

保険税の納付は、簡単・便利な口座振替をご利用ください。手続きは右記をお持ちいただき、市役所または指定の金融機関へ直接お申し込みください。

なお、市役所で行える「ペイジー口座振替受付」では、キャッシュカードのみで口座振替手続きが可能です。

※一部取り扱いのない金融機関、キャッシュカードがあります。

国民健康保険税の納付は「口座振替」が原則となります。ご協力をお願いします。

【手続きに必要なもの】

- 納入通知書
- 預貯金通帳
- 通帳の届出印

